

議案第108号 指定管理者の指定について
(港区立公衆浴場ふれあいの湯)

1 施設名称等

施設名称	所在地
港区立公衆浴場ふれあいの湯	東京都港区芝二丁目2番18号

2 非公募による指定管理者候補者の選定の経過及び理由

(1) 経過

港区立公衆浴場ふれあいの湯の指定管理期間は、令和9年3月31日に終了するため、令和9年4月1日から新たな指定管理期間における指定管理者を指定する必要があります。

令和8年7月28日に開催された令和8年度第4回港区指定管理者選定委員会において審議した結果、非公募により指定管理者候補者を選定しました。

(2) 非公募の理由

「港区浴場組合」は、施設開設時、公の施設の管理運営の受託を目的として、区の依頼に基づき、区内の全ての公衆浴場経営者が加入する東京都公衆浴場業生活衛生同業組合・港支部内に設立された団体であり、開設以来、公衆浴場としての役割を支障なく十分に果たし、地域の期待に応えている事業者です。

公衆浴場の管理運営業務は、勤務時間が深夜まで長時間に及ぶ厳しい業務であり、浴槽ろ過循環装置、ボイラー、循環ポンプ等の機械操作やレジオネラ属菌対策等の衛生保持といった特殊な知識や経験などが必要です。区内の全ての公衆浴場経営者で組織される「港区浴場組合」は、浴場経営に関する豊富なノウハウを備えており、公衆浴場の円滑な管理運営を継続させ、利用者にとって満足度の高いサービスを提供できる最良の事業者です。

港区浴場組合が指定管理者を担うことにより、区内の民間浴場との連携が一層深まり、公衆浴場全体の相互協力が促進されます。さらに、区内で統一的なサービスの維持・向上に対する取組により、満足度の高いサービス提供が維持できます。

以上のことから、「港区指定管理者制度運用指針」Ⅲ－１－（２）－④－ア「施設の性格や設置目的等から、特定の事業者管理を行わせる明確な理由がある場合」に基づき、非公募とします。

3 選定された事業者

名 称	港区浴場組合
代表者	代表業務執行組合員 大倉 正敬
所在地	東京都港区南青山三丁目 1 2 番 3 号

4 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで（5 年）

5 今後の予定

令和 9 年 4 月 1 日 指定された指定管理者による管理開始

指定管理者候補者選定調書（非公募用）

担当部課名 保健福祉支援部保健福祉課

●指定の概要

※単独事業者の場合

施設名	港区立公衆浴場ふれあいの湯
事業者名	港区浴場組合
所在地	東京都港区南青山三丁目 12 番 3 号
代表者	代表業務執行組合員 大倉 正敬
指定期間	令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日（5 年）

●主な事業提案

業務内容	概要
管理運営業務	ふれあいの湯が、区民の公衆衛生の確保及び地域コミュニティの形成に資する施設であることを踏まえ、利用者への適切なサービス提供を行うとともに、利用者同士の交流促進に取り組みます。また、区民無料開放デー等の無料入浴サービスや、健康をテーマとした健康入浴推進イベントを実施します。

●収支計画

（金額：千円）

区分	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
職員人件費	16,913	17,250	17,591	17,942	18,303
光熱水費	7,227	7,372	7,519	7,670	7,823
修繕費	1,760	1,796	1,832	1,868	1,906
事業運営費	3,135	3,135	3,135	3,135	3,135
施設管理経費	3,996	3,827	3,827	3,827	3,827
歳出合計	33,029	33,377	33,902	34,440	34,993
指定管理料	33,029	33,377	33,902	34,440	34,993
歳入合計	33,029	33,377	33,902	34,440	34,993

※ 各区分の端数調整はしていないため、合計欄と一致しない場合があります。

- ※ 端数処理：千円未満は切り上げ
- ※ 利用料金制を採用していない場合は、利用料金の行は削除すること
- ※ 自主事業は除くこと
- ※ 歳出合計と歳入合計の金額は一致すること

●非公募の理由

- (1)「港区浴場組合」は、施設開設時、公の施設の管理運営の受託を目的として、区の依頼に基づき、区内の全ての公衆浴場経営者が加入する東京都公衆浴場業生活衛生同業組合・港支部内に設立された団体であり、開設以来、公衆浴場としての役割を支障なく十分に果たし、地域の期待に応えている事業者です。
- (2)公衆浴場の管理運営業務は、勤務時間が深夜まで長時間に及ぶ厳しい業務であり、浴槽ろ過循環装置、ボイラー、循環ポンプ等の機械操作やレジオネラ属菌対策等の衛生保持といった特殊な知識や経験などが必要です。区内の全ての公衆浴場経営者で組織される「港区浴場組合」は、浴場経営に関する豊富なノウハウを備えており、公衆浴場の円滑な管理運営を継続させ、利用者にとって満足度の高いサービスを提供できる最良の事業者です。
- (3)港区浴場組合が指定管理者を担うことにより、区内の民間浴場との連携が一層深まり、公衆浴場全体の相互協力が促進されます。さらに、区内で統一的なサービスの維持・向上に対する取組により、満足度の高いサービス提供が維持できます。

以上のことから、「港区指定管理者制度運用指針」Ⅲ－１－（２）－④－ア「施設の性格や設置目的等から、特定の事業者に管理を行わせる明確な理由がある場合」に基づき、非公募とします。

港区立公衆浴場ふれあいの湯における指定管理者及び応募事業者数について

No.	指定期間	指定管理者名	応募事業者数
1	平成18年4月1日～平成23年3月31日	港区浴場組合	非公募
2	平成23年4月1日～平成28年3月31日	港区浴場組合	非公募
3	平成28年4月1日～令和3年3月31日	港区浴場組合	非公募
4	令和3年4月1日～令和4年3月31日※	港区浴場組合	非公募
5	令和4年4月1日～令和9年3月31日	港区浴場組合	非公募

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、指定期間を1年延長